

令和5年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和5年6月26日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は全員であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、4番松井敬道さん、7番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件、能登議員ほかからの意見書案3件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 6月23日に引き続き、一般質問を行います。

質問は通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

質問順序 5、議席番号 4 番、松井敬道さん。

一つ、総合計画及び総合戦略について。

一つ、職員給与及び人事行政の運営等の状況について。

一つ、行政情報の提供及び公表について。

一つ、北海道電力砂川発電所の廃止に伴う影響及び対策等について。

以上、4 件について。

松井敬道さん。

○4 番（松井敬道君） おはようございます。初めての一般質問ですが、今回は主に行政情報の公表や提供などを通じた行政の説明責任と透明性に主眼を置いて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に基づき、質問をさせていただきます。

件名の 1、総合計画及び総合戦略について。

①本市における総合計画及び総合戦略の位置付けについて伺います。

また、令和 2 年 3 月に策定した総合計画後期基本計画及び第 2 期総合戦略に改訂や内容の変更等があるか伺います。

②総合計画後期基本計画は 6 年の計画期間のうち 3 年を、第 2 期総合戦略は 5 年の計画期間のうち 3 年を経過しました。いずれも計画期間の折り返しを過ぎましたが、現時点で未実施となっている政策達成の指標や基本目標、重要業績評価指標（K P I）があるのか伺います。

また、事業等は実施しているが各指標の目標達成が困難なものがあるか伺います。

③現時点で人口ビジョンの 2 0 2 5 年（令和 7 年）の目標人口 2, 4 8 7 人は達成できる見込みと分析しているのか伺います。

④本市の総合戦略は、最上位計画の「総合計画」の重点プロジェクトに位置付けられ、その基本目標、重要業績評価指標（K P I）は毎年 P D C A による進行管理を行い、評価・検証内容に応じて必要な見直しをすることになっていると思います。

今まで、この評価・検証が終わった時点でホームページへの掲載と議会にも報告があったと思いますが、令和 2 年度以降、外部検証機関（総合開発審議会）による検証結果はホームページに掲載されていますが、議会への報告がされていません。その理由について伺います。

また、市民への周知はホームページへの掲載だけなのか伺います。

⑤内閣府が作成した「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」では、議会との関係を「第 2 期地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、第 2 期地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です」と記述されています。

これを踏まえ、市民、議会への情報提供等は、今のような手法だけで十分だとお考えなのか伺います。

件名の 2、職員給与及び人事行政の運営等の状況について。

地方公共団体の職員給与等については、地方公務員の給与や職員数（定員管理）の状況について透明性を高め、住民の一層の納得と支持が得られるよう総務省から公表様式と公表システムが示され、それぞれの団体のホームページで公表することとされていると思います。

また、道のホームページでは「地方公務員の給与や定員管理の状況については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 5」（平成 1 7 年 6 月 2 1 日閣議決定）において『給

与や定員管理の状況について透明性を高め、団体間の比較分析を可能とするため』公表システムを構築することとされました。これを受けて、平成17年度より、個々の団体が給与情報（職種ごとの給与や各種手当、級別職員数）などを総務省が示した統一の様式で公表し、団体間比較ができるようにしています」と記述され、道内市町村の公表ページのリンク先を掲載しております。

そこで伺います。

①本市のホームページでも市職員の給与等の状況のページで、平成17年以降の人事行政の運営等の状況を公表していますが、各年の掲載内容を見ますと、平成30年までは広報紙に掲載した「人事行政の運営等の状況」のPDFのほか総務省が示した統一様式の「給与・定員管理等について」のPDFが掲載されていましたが、令和元年以降は「給与・定員管理等について」の掲載がありません。

給与・定員管理等については、国から①ホームページ上で公表を行うこと、②できるだけ多くの住民に周知するため広報紙、広報チラシ等を利用する方法も併せて行うことが望ましい、③広報紙を利用する際、紙面等の都合上、公表と同じものを掲載できない場合には、概要版を掲載した上で、詳細な内容はホームページで閲覧できる旨記載することが適当であるなどの要請がされていると思います。

本市の広報紙に掲載されている内容は統一様式の一部で、全ては網羅されていないと思いますが、令和元年以降、統一様式による公表をしていない理由について伺います。

②「給与・定員管理等について」の統一様式に「昇級への人事評価の活用状況」の公表項目がありますが、令和元年度以降、人事評価を実施した年度があるのか伺います。

件名3、行政情報の提供及び公表について。

①地方公共団体には、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事の入札及び契約の過程、契約金額等の公表が義務付けられていると思いますが、本市の公表はどのように行っているのか伺います。

②本市の財政収支はここ10年以上大きな金額の基金の取り崩しを行わずに、何とか単年度収支の均衡を図ってきていますが、昨年の商業施設の建設のように大規模な工事等がある年度は、基金の取り崩しや多額の起債借入などにより収支の均衡を図ることになると思います。

今後、児童センター等一元化施設の建設、老朽化した公共施設への対応、総合戦略に掲載された新たな事業の実施、人口減少の影響による市税や交付税等の減なども見込まれます。

また、令和4年3月に改訂した公共施設等総合管理計画では、全ての地方公共団体は10年以上の長期の視点を持ち、財政見通しと施設維持管理費に配慮した公共施設等総合管理計画を策定することを要請されているとなっており、この計画では今後見込まれる公共施設等の更新等の費用を長寿命化対策により、約389億円から約109億円に圧縮する計画となっております。費用が約4分の1程度に圧縮されてはいますが、109億円は本市の財政規模では非常に大きな金額です。

そこで、これらを反映した10年程度の中期の財政計画を策定・公表し、将来を見据えた着実に計画的な財政運営を図る必要があると思いますが見解を伺います。

③広報紙と広報紙に折り込みするチラシについて、どのような使い分けをしているのか伺います。

また、単なるお知らせや定型的、軽易で時期が決まっているものについては折込チラシでよいと思いますが、広報紙には過去の事象を参照する資料的な役割もあることから、今回の商業施設建設にかかる経緯などは折込チラシではなく広報紙に掲載し、保存すべき内容のもので

あったと思います。

隣町の赤平市では折込チラシもPDFにしてホームページに掲載していますので、本市も本来は広報紙に記事として掲載すべきもので、時間的な理由などにより折込チラシとなったものは、少なくともPDFにしてホームページに掲載すべきであると思いますが見解を伺います。

件名の4、北海道電力砂川発電所の廃止に伴う影響及び対策等について。

昨年8月の臨時議会で令和9年3月末をもって北海道電力砂川発電所が廃止されるとの市政報告がありました。廃止方針は北電が総合的に判断されたものであるが、当市の地域経済、雇用、今後のまちづくりにも大きな影響を与えることから、その影響を最小限にとどめたいとのことでした。

そこで伺います。

①市税、地域経済への影響額はどれくらいになると見込んでいるのか伺います。

②市内の関連事業所に勤めている方は53名で、そのうち市内居住者は15名とのことでしたが、この方々は働き盛りの年代や家族を持っている方が多いと思います。将来のことを考えると今から転職や転出を考える方もいると思いますので、早めに雇用対策等を検討する必要があると思いますが見解を伺います。

また、市内居住者が市外に出ることがないように調査しなければならないとのことでしたが、その調査結果について伺います。

③令和4年10月8日の道新の記事に、道は海外炭価格が高騰している現状も踏まえ、海外炭を使っている道内の製造業者などに道内炭への切り替えが可能か調査する、対象は10社弱の見込みで、道内炭の供給と需要を新たに結び付けられるか検討したいとの内容でしたが、この取組に歌志内市は連携や協力をしているのか伺います。

また、現在の状況について伺います。

以上、4件の件名について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） おはようございます。

それでは私のほうから、件名1の①から⑤、件名3の②と③について御答弁したいと思います。

まず最初に、件名1の①総合計画、総合戦略の位置付け、改訂や内容に変更があるのかという御質問でございます。

それぞれの計画の位置付けにつきましては、総合計画は行政運営の最も基本となる最上位計画であり、本市のまちづくりは全てこの計画に沿って進めるものであります。

総合戦略は本市が今後目指すべき人口の将来推計を推定した上で、まちの将来像及びこれを実現するための施策・事業を示すもので、今後想定される様々な課題を解決するとともに、重点的に取り組むための計画として位置付けております。

また、各計画の現時点で改定や内容の変更等はありませんが、総合計画については毎年作成する実施計画で施策の見直し等を行っております。

次に、②でございます。現時点で未実施となっている政策達成の指標や目標、達成目標が困難なものがあるかという御質問でございますが、総合戦略で提示しているKPIのうち、コロナ禍の影響を受けたことで達成目標を下回る事業が発生する見込みであります。

具体的には、観光、交流関係人口や人と人が接する事業として高齢者スポーツ大会や敬老会、さらには保健予防関係事業も影響を受けております。

また、子育て世代向け賃貸住宅の供給については、現在建設用地の選定や事業の推進方法を

含め検討段階であり、今年度策定予定である住生活基本計画と整合性を図りながら検討を進めることとしております。

このため、残りの計画期間においては、コロナ禍を契機にライフスタイルや働き方に関する価値観が大きく変わりつつあることから、目標の達成に向けて、引き続き施策を進めていく考えであります。

次に、③人口ビジョンの目標人口が達成できる見込みについての分析でございますが、人口ビジョンにつきましては、策定時の人口や社人研推計値などを基にしながら、戦略の策定とともに目標人口を定めております。

令和2年の人口ビジョン想定値は2,946人で、国勢調査人口が2,989人と僅かに上回りました。

また、令和7年の人口ビジョン2,487人は、令和2年想定値から5年で459人、年間約90人程度の減少を見込んでいますが、住民基本台帳では令和2年9月末日で3,062人、令和4年9月末日で2,817人で、2年間で245人、年間で約120人減少しており、人口ビジョンの想定より減少が進んでいる状況であります。

これは平成27年国勢調査結果に基づく社人研推計と同程度となる人口減少となりますが、現在戦略で示している子育て支援や市有地分譲などによる移住者の獲得に取り組んでおり、さらにはコロナ禍を契機にライフスタイルや働き方に関する価値観が大きく変わりつつあります。

このため、引き続き、移住・定住促進策を継続し、行政のみならず全市的な気運を高め、少しでも目標達成に近づけるとともに、後世にこのまちをつなげることを目指し、全力で取り組むこととしております。

次に、④でございます。総合戦略の検証結果、市民への周知等の御質問でございます。

第2期総合戦略の対象期間が始まった令和2年度以降の評価等につきましては、それまでの取扱いと同様、歌志内市事務事業評価実施要綱及び同総合戦略で定めた進行管理方法に基づき、市民に広く意見を聞きながら、取組の検証などを行った上で、必要な見直しを検討することとしております。

本市におきましては、市の最上位計画の審議を行う総合開発審議会を第三者機関と定め、毎年度評価等を行っていただき、その結果等の公表につきましては、国から示された事項を参考とするとともに、第2期総合戦略の対象期間以降は、第1期の5年間での検証等に対する議論や意見の状況も考慮し、市のホームページのみの公表とされているところであります。

今後につきましては、第三者機関による検証内容等を踏まえ、必要に応じて議会への報告並びに広報等による市民周知についても検討してまいりたいと思っております。

次に、5番目でございます。総合戦略の効果・検証、市民、議会への情報提供についてのお考えということでございますけれども、これは④の御質問に対する答弁内容と一部重複いたしますが、総合戦略の策定段階におきましては、まちづくり市民会議において十分な議論を行うとともに、議会への説明を行い、理解を深めていただけてきたところであります。

また、同計画の進行管理におきましては、計画で定めておりますとおり、PDCAサイクルによる進捗管理を毎年行った上で、第三者機関であります総合開発審議会による評価・検証を行い、ホームページにおいて公表しているところであります。

本市におきましては、市の最上位計画の審議を行う総合開発審議会を第三者機関と定め、毎年度評価を行っていただき、その結果等の公表につきましては、国から示された事項を参考とするとともに、第2期総合戦略の対象期間以降は、第1期の5年間での検証等に対する議論や

意見の状況も考慮し、市のホームページのみの公表としているところでもあります。

今後につきましては、第三者機関による検証内容等を踏まえ、必要に応じて広報等への周知についても検討することとしております。

なお、第三者機関によって見直しの必要性等の意見や重要な意見などが出された場合や計画期間満了に伴う計画の見直し段階等においては、議会との情報の共有を図るため、評価や検証などについて報告してまいりたいと考えております。

続きまして、件名の3、行政情報の提供及び公表についての②でございます。

10年程度の財政計画を策定し公表する必要があるのではないかと御質問でございますが、本市における財政運営に関する計画は、平成21年に3か年を期間とした財政健全化計画、第2次計画を最後に策定した経過はないものと承知しております。

議員御指摘のとおり、本市の財政構造は地方交付税が大宗となす政策的な経費に充てる財源に余裕がない硬直化した状況が依然として続いております。このことから、財政問題が発生した過去の反省に立ち、入るを量りて出ざるを為すとの基本的な考え方を継続し、健全な財政運営に努めてまいりました。

今後は、計画的で持続可能な財政運営を図る観点から、次期総合計画や総合戦略の策定に合わせ、計画と一体をなす将来的な財政運営の在り方についてもお示しする方向で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、③でございます。広報折込チラシ、ホームページへの掲載等の御質問でございます。

広報紙につきましては、市民生活に必要な情報を市民に周知することを目的に毎月発行しております。一方、チラシの折り込みにつきましては、広報紙印刷の締め切りに間に合わず、その月に市民周知することが必要な情報や案内などについて、広報紙と併せて配布するものであります。

御指摘のありました商業施設建設にかかる情報提供に関する折込チラシにつきましては、広報紙に掲載すべき内容も一部含まれていたものと思っておりますが、広報紙掲載のための編集時間がなく、やむなく折込チラシでの対応となったところであります。

広報紙につきましては、市民の皆様に対し、タイムリーなお知らせや紹介等に主眼を置き編集しており、保存や記録を主目的とするところではないものと認識しておりますが、市民の中には長期にわたり保存されている方が一方でおられることも承知しております。

いずれにいたしましても、折込チラシをPDF化しホームページに掲載することは、現状考えておりません。

以上です。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名2について御答弁申し上げます。

初めに、①の令和元年以降、統一様式による公表をしていない理由についてでございますが、毎年広報12月号に人事行政の運営等の状況について掲載しておりますが、市ホームページへの掲載につきましては失念しておりました。今後掲載していない部分につきましては、各年の総務省統一様式の内容を確認しながら作業を行い、順次ホームページへ掲載することいたします。

次に、②の令和元年以降、人事評価を実施した年度があるかについてでございますが、人事評価につきましては、評価の方法や実施などについて勉強すべきことも多く、現在のところ評価の試行段階であるため、人事評価を反映させて実施しておりません。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） それでは私のほうから3の①について御答弁申し上げたいと思います。

公共工事の入札等にかかる公表につきましては、歌志内市建設工事入札等執行要綱に基づき、入札執行経過等を公表しており、閲覧場所は庁舎2階のロビーであります。

閲覧内容は、工事入札執行台帳として工事名称、指名業者名、工事期間、工事期限、設計図書の見学期間、入札日時、落札者名、落札金額等であります。

なお、委託業務につきましても、工事と同様の取扱いとしております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名4、北海道電力砂川発電所の廃止に伴う影響及び対策についての①から③について御答弁申し上げます。

初めに、①市税、地域経済への影響額についてでございます。

地域経済の影響額につきましては、昨年の各関連企業からの聞き取り調査によりますと、関連企業の年間売上額合計は約46億円と伺っております。令和9年3月に北海道電力砂川発電所が廃止されると同時に、関連企業の事業が完全に停止するわけではないと推測いたしますが、いずれにしても数年後にはこれらの売上の減少に伴い、税収も減少するものと思われま

す。

次に、②雇用対策等の検討と市内居住者の転出等の調査についてでございます。

関連企業に勤めている方々の雇用対策につきましては、事業継続を基本に石炭資源の活用について、北海道をはじめ検討が進められておりますが、新たに石炭を活用する事業内容や新規事業への転換などが不透明であることから、先行きを不安に思う従業員の声が上がっていると伺っておりますので、引き続き露頭炭事業者との連携を密にしながら、今後の事業展開も含め、必要な支援を講じてまいりたいと考えております。

また、市内居住者につきましては、空知炭礦株式会社からの聞き取り調査によりますと、現在のところ、転出は見受けられないと伺っております。

次に、③道内炭への切り替え可能調査についてでございます。

海外炭を使用している製造事業などへの道内炭への切り替え可能調査につきましては、北海道環境・エネルギー局環境・エネルギー課が主体となり調査を行ったところであります。

調査の結果につきましては、北海道からは今後の道内炭利用について、様々な条件や可能性について露頭炭事業者への説明と併せ、本市には性能的に問題がなければ道内炭でも積極的に使用したい事業所もある旨の情報提供をいただいております。

また、現在の状況につきましては、露頭炭事業者が道外に目を向ける意志があれば、道外に向けての調査も視野に入れているとのこととあります。

私からは以上です。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

件名の1の関係でございますが、子育て向けの賃貸住宅の供給、これから検討されるということでございますが、これにつきましては目標8戸となっておりますが、今から検討するということでございますが、6年度までに完成と言いますか、実施できる見込みなのでしょうか、伺います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今年、今年度建設課のほうで住生活、公営住宅の長寿命化計画含めまして、見直し検討するというに至っております。この計画の中で具体的に個所付けだとかも含めまして検討する、それから手法、建設の手法も含めて検討することになりますので、現時点で6年度までを目標にということで考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。

続きまして、戦略の柱の2の2、居住環境対策の事業の中に民間賃貸住宅の充実の項目に民間アパート等の賃貸住宅の建設を促進するため、助成制度を創設するとありますが、検討ではなく創設するとなっておりますが、この制度は検討されているのでしょうか。状況をお伺いします。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） これはもう非常に重要な案件と戦略の中でも押さえておりますけれども、具体的には私どもの企画財政課の中では既に要綱等はできてはいるのですけれども、実施する際に民間の賃貸住宅を誘致する場所の選定、それからまとまった平地の確保というのが現状非常に難しい状況にあることから、戦略の期間内で可能になるかどうかというところを今検討しながら進めている状況でございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。検討はされているということですね。

それでは同じく戦略の柱の3の2に結婚奨励策、若者交流事業の開催のKPIがあります。ここで既婚率の低下や晩婚化が出生率を引き下げる大きな要因になっているとして、婚姻率を向上させる多様な取組としまして、年1回以上、若者の交流事業を開催する目標となっております。

今まではコロナ感染症の関係から開催を見送っていたと思いますが、感染症の位置付けも2類から5類に変更になったことから、令和6年度までに実施されるのかを伺います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員おっしゃるとおり、感染症が緩和されてきたということで、人が集まったり、関わるのが可能になってきた状況でございますけれども、これも同じく総合戦略の期間内に実施できるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。このことについては、課長も存じ上げていると思っておりますけれども、人口減少の出生率が上がらない要因としては、既婚者の出生率よりも婚姻しない未婚の方が増えることによって全体の出生率を引き下げていると分析されておりますので、婚姻対策についても積極的に検討していただきたいと思っております。

次に、人口ビジョンの関係です。回答では、実績では少し減っているということで、達成見込みかどうか、できるかどうかについてはお答えがなかったような気がします。ちょっと重複するかもしれませんが、令和2年の総合戦略のスタートの時点の人口については、先ほど答弁もありましたけれども、2,989人。人口ビジョンは2,946人で、スタートした時点では実績が目標値を43人上回っていましたが、しかし計画がスタートしてからは、毎年30人程度人口ビジョンを上回るペースで人口減少が進んでいると思っております。

既に令和2年のスタート時点の43人のプラスになっていた貯金は使い果たし、マイナスになっています。このままのペースで行きますと、計画を100人程度下回る危機的な状況にな

ると思います。

そのような状況の中で、総合戦略に掲げられている事業を全て実施しても、人口ビジョンに掲げる目標人口の達成は厳しいと思います。

それにもかかわらず、未実施の事業があるのであれば、なおさらだと思います。未実施の事業について、スピード感を持って実施すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員御指摘のとおり、毎年120人前後の人口減少が依然続いているという状況には変わってはいないということでございます。したがって、残りの計画の期間の中で人口ビジョンの目標を達成することは非常に困難な状況であるということは認識しているところであります。

しかしながら、総合戦略につきましては、これで終わるわけではないと思っております、この期間、今回の5年間の中での目標達成は非常に難しいとは考えておりますけれども、これは先ほど答弁の中でもお話しておりますけれども、何とか次世代にこのまちを引き継がなければならないという思いでございまして、戦略が始まった令和2年度以降、定住の部分に関しましては、市外から中古住宅、新築の住宅を購入されている方を含めまして6件ということで、これは前回のゼロ件から比べますと前に進んでいるという状況でございますので、そういった期待感を持って、人口減少の減少率を少しでも抑えながら、目標は高く持って向かっていきたいというような考えでおります。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 人口減少を少しでもとどめたいということですが、人口減につきましては、社会減と自然減があると思います。最近見ますと、社会減の部分については、課長がおっしゃったように、大分落ちてきております。一方、自然減については増えてきております。社会減の部分だけではなく、自然減の部分についても健康寿命の延伸という部分で政策を打っていくべきだと思いますが、その部分についてはいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） まさしく議員おっしゃるとおり、その前から健康寿命の延伸というのが、今本市に置かれている最大の課題の一つであると私も考えてございまして、分析上はもう既に自然減が社会減の2倍か3倍近くになってございまして、何とか高齢者の方を含めまして、健康で長生きをしてもらう、そういうことをまず施策として横断的にやっていく必要があるなと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 総合戦略の検証結果については、必要に応じて検証結果を報告するような形になっているかと思っておりますけれども、検証結果については行政と総合開発審議会を行い、結果はホームページに掲載するのではと見てください、広報紙には掲載しないし議会にも報告はしない、そのような手法でよろしいのでしょうか。

形式的な計画や軽微な計画であれば、そのような手法もあると思っておりますけれども、総合戦略は総合計画の重点プロジェクトに位置付けられていると思います。その総合計画につきましては、まちづくりは全て総合計画に沿って行われますと記述され、基本理念はみんなで創る笑顔あふれるまちです。住民や議会にもホームページの掲載以外にも情報提供すべきであると思っておりますけれども、もう一度見解をお伺いしたいと思います。

また、最上位計画の総合計画と一体で取り組む総合戦略の基本目標、重要業績評価指標、KPIですね、評価検証は従前どおり議会に進捗状況、検証結果等を報告をいただき議論すべき

だと思いますが、いかがか御答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員おっしゃるとおり、総合計画含めまして、総合戦略につきましても、策定段階から市民の方々と一緒になってつくってきたものでございますので、そういった観点から申しますと、広く市民の方に周知をしながら、進捗状況というのを報告することが望ましいかなと私も考えております。

そういった部分で、今のところは市のホームページに公表しているだけということになっておりますので、機会を見まして、広報紙への掲載も含めまして検討していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） それでは、件名の2のほうに行きたいと思えます。

給与、定員管理等についてでございますが、この部分について国へは統一様式の内容で給与、定員管理等の状況の報告をされているのか。また、報告している場合は、その報告期限はいつなのか伺います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 国へは毎年きちんと報告締切が来ておりますので、それはしております。例年、若干はずれますけれども、大体6月いっぱいくらいまでというところで動いております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 人事評価の関係ですけれども、現在のところ評価の試行段階であるため、人事評価を反映させて実施していないということでございますが、人事評価を昇級に活用していないということであれば、令和2年度以降は勤務成績の適用区分のA、Bの職員はいないということによろしいか確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 議員おっしゃるとおり、適用の部分はございません。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 少しどいかもしれないけれども、人事評価は市長が決裁責任者で重要なことですので、改めて市長にもお伺いします。

令和2年度以降の勤務成績の適用区分のA、Bの職員はいないということによろしいでしょうか。確認にもし時間が必要だということであればお待ちしますので、確実な答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今、北風総務課長がお答えいたしました。いないということでお話を、お答えさせていただきます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。

それでは、3番目の行政情報の提供の関係、公表の関係に行きます。

まず、入札の関係だったのですけれども、庁舎の2階ロビーで公表していますということなのですけれども、今の時代にそのような公表の仕方が適切なのでしょうか。説明責任を果たしていると言えるのでしょうか。近隣の市町や広域連合、企業団では物品購入等を含め、ホームページにより公表しております。市役所に行けば見ることができるとはなくて、誰もがいつでも確認できるように本年4月から物品等を含め、ホームページに遡って公表していただきたい

と思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます、簿冊のつづりは平成30年から実は公表してございますので、過去の分を含めて検討させていただければと思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 過去の部分と言いますか、30年からということであれば大変だと思いますので、少なくとも本年4月からということをしていただきたいと思っております。

実は私は、今回の議会の初日に議案30号の財産の取得について質疑をさせていただきました。内容は約6,100万円の除雪車の購入に当たり、下取りがあるのかという内容でございましたが、これも入札情報を公表していれば記載される内容だと思います。下取りがなければ下取りなし、下取りがあれば下取り交換などの記載がされ、公表されるものと思います。物品等の入札結果がホームページで公表していれば、議会で質問しなくても誰もがいつでも確認でき、透明性と公正性が確保されると思っておりますので、改めて見解を伺います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員おっしゃるとおり、行政情報、様々なものがあるかと思っておりますけれども、そういったものを広く市民の方にいつでもどこでも見えるようにということでございますので、そういったことはこれからも考えていきたいと思っておりますけれども、物品の部分に関しましても、過去これまで公表してこなかったということがございますけれども、改めてそういったことの公表についても考えていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。

それでは、財政計画の関係ですけれども、以前は行財政改革推進計画という行革を含めました財政計画または10年程度の財政推計を策定していたと思っております。また、財政健全化計画を策定した時期には、先ほどありましたとおり、財政の見通しを公表していたと思っております。実際に財政計画という部分ではなくても、10年程度の推計はされていたのではないかなと思っておりますが、現在そのような推計もされていないのかお伺いをいたします。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 内部的に担当のほうでそういった推計というか参考資料をつくっていた経過があるとは記憶しておりますが、現在継続性というのが途絶えているような状況でございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） ホームページを見ますと、企画財政課の財政管財グループの事業の中に財政計画という部分書かれております。また、事務分掌についても財政計画に関するということのような文言があったと思っておりますが、そのようなことを考えると、きちんとつくって、もう当然につくっておくべきものだと思いますので、その部分については作成をし、公表もしていただきたいと思っておりますが、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員おっしゃるとおりかなとは思いますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、財政計画は市の総合計画、計画と一体となすものと私ども考えております。今計画が進んでいる状況でございますけれども、全く財政の状況、運営状況を考慮しないで行政を進めているという状況ではございません。

したがまして、繰り返しになりますけれども、今後の次期総合計画や総合戦略の策定に併

せ、計画と一体となす将来的な財政運営の在り方について、一緒に考えていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） これから考えていきたいということですが、財政計画は行政が将来の財政的な課題に対処し、計画的な財政運営と持続可能な財政状況を確保するためには必要な手段だと思います。

例えば、このたびの商業施設の建設時のように、急に4億円かかります、しかも補助金や起債はありません、全額単費ですよとなったときに、ニーズの部分は分かりますが、中期的な財政状況を示していただかなければ、市民も議会も善し悪しを判断しかねると思います。そのときに、この施設を建設しても、将来的な財政見通しはこうなので、財政的には大丈夫ですということになれば、あとは財政以外の部分での議論になると思います。

そのためには、財政的な根拠を示し、不安を払拭する必要があると思いますが、しっかりとした財政計画を策定、公表し、ローリングすることによって、それが図られるのではないかと思います、見解をお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 1回目の答弁でもお話したのですが、議員も御承知のことかと思いますが、本市の財政構造というのは、地方交付税が大宗をなしております。いわゆる純粋な自主財源というのは三、四%ということで、これは他の市町村にはなかなか例がないのではと認識しているところではございますけれども、そういった意味で、これは国の動向なり、法律、そういったことによって収入が当市の場合は左右されるということですので、やみくもに財政計画を推計しておくのが正しいかどうか、決してつくることが無駄だということではないのですけれども、その辺のところは非常にシビアな話になろうかと思っておりますので、非常に熟慮しながら進めていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 交付税が収入の大宗を占めるので、国の動向によってはつくり方が難しいということですが、そうではあっても、まずはつくるべきだと思います。ただ1回つくったらそれで終わりということではなくて、先ほど言いましたけれども、毎年ローリングすべきだと思います。

夕張市の財政計画、これはもう年に何回も数字を入れ替えしていますよね。そのように1回つくったからもう5年間数字いじらないとか、そういうのではなくて、つくって、この時点ではこういう根拠でこういう部分を示しておりますと、それが変わりましたので、この部分をローリングします、そういうような手法で作成し、公表すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） その辺も含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。

次に、広報のチラシの部分ですが、広報チラシにより周知した内容につきましては、PDFにしてホームページで掲載することで、ネット環境があればいつでも閲覧することができます。そのため、例えば外出先で折込チラシの内容が話題になっても、PDFを見ながら、こんな内容だとか、手続の期日の話ができる、また市外の方も閲覧することができますので、

情報の拡散力が高まりますし、例えば高齢の親御さんが歌志内に住んでいて、お子さんが市外に居住している場合でも、お子さんが折込チラシの内容を確認して、かみ砕いて説明することもできると思います。

折込チラシのPDF化には、メリットも多く費用もかからないと思いますが、早急に導入していただきたいと思いますが、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員おっしゃるとおり、広報紙に代わるというか、記録だとか保存するという内容だったものですから、これは市のPRもしくは情報の、今言われたように拡散、広くどこにでもという、そういう趣旨の部分であれば、そういったことも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 時間があまりないので、最後に市長に質問いたします。

今回主に行政情報の公表や情報提供などを通じた行政の説明責任、透明化に主眼を置いて幾つかの項目について質問をさせていただきました。市長は、この質疑に対する議論をどのように受け止めましたでしょうか。見直しや再点検の必要性を含め、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 松井議員から縷々御意見をいただきました。その中で、今後検討して、市民の皆さんに御周知をしなければならぬ事項もあったかなと思います。全体通して見直しを図りながら、市民に寄り添った行政運営ということで考えていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。しっかりと行政情報の提供、公表を行うということで、行政の信頼性と透明性を高め、市民に分かりやすい行政運営を進めていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序6、議席番号2番、佐藤良治さん。

一つ、市内の環境美化について。

一つ、市民の声をまちづくりに反映した取組について。

一つ、道の駅附帯施設について。

一つ、柴田市長の市政運営について。

以上、4件について。

佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 改めまして、お疲れさまでございます。質問の前に新人議員として、一言申し述べさせていただきます。

市長をはじめとする執行部の皆様、これまで大変お世話になりました。これからは、歌志内市議としてアイデアと行動力で先輩議員と共にふるさと歌志内のまちづくりに全力で励んでまいります。

このたびの一般質問につきまして、私自身初めての機会となり、不慣れな点多々あるかと思いますが、建設的な議論ができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

件名 1、市内の環境美化について。

現在、各町内会等の団体において、各地区でのごみ拾いや草刈り作業、また花の植栽事業など、様々な環境美化活動が行われております。

そこでお伺いいたします。

①市ではこれまで環境美化事業の一環として、取組を進めてきた内容につきましてお伺いいたします。

②これまで各町内会に対する行政協力費や地域づくり活動支援事業などで補助金を交付して、環境美化活動などに対する支援が行われてきたところでありますが、きれいな町並みを維持、継続するため、今後さらなる関係団体への支援に取り組む考え方につきましてお伺いいたします。

件名 2、市民の声をまちづくりに反映した取組について。

現在、広報紙やホームページを通して、市民の方々に行事の案内や開催内容の記事を掲載し、情報発信されております。

市民の方々に対して、市からの情報提供は大切なことと考えますが、広く市民の声を聞くことも重要と考えます。

そこでお伺いいたします。

①今年度、地区別市政懇談会を開催する予定があるのかお伺いいたします。

件名 3、道の駅附帯施設について。

道の駅附帯施設につきまして、市政執行方針において、改めて指定管理者制度を含め、効果的な活用に取り組むこととされております。

そこでお伺いいたします。

①現在、どのような検討がされているのかお伺いいたします。

件名 4、柴田市長の市政運営について。

柴田市長につきましては、令和2年10月に歌志内市長に就任され、現在2年8か月が経過しております。

この間、歌志内のまちづくりに全力で取り組まれてきたことに敬意を表します。

さて、来年10月をもって4年間の任期を終えることとなりますが、市長におかれましては、「健幸寿命の延伸」、「地場企業の持続と発展」、「人が魅かれるまち」などの公約を掲げ、これまで歌志内の舵取り役を担ってこられました。

そこでお伺いいたします。

①公約として掲げた政策の進捗状況をお伺いいたします。

②残りの任期が1年4か月ありますが、掲げられた政策につきまして、今後どのように取組を進め、継続していくのかお伺いいたします。

以上、4件について、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私からは、件名1、市内の環境美化についての①市での環境美化事業についての内容でございますが、市民課といたしましては、衛生協力会の事務局を市民課で所掌しておりますので、同会を通じ、年2回、5月と9月を全市一斉清掃月間と定め、各町内会、自治会に地域清掃の依頼をしております。

清掃月間中の清掃活動に当たっては、ごみ収集用の袋や公用シールを提供し、集積したごみの数量報告を受けてから、市がそのごみの収集に当たっております。

また、清掃月間以外にも町内会やボランティア団体等からごみ拾いをした、草刈りをしたなどの連絡や相談があった場合には、一斉清掃月間と同様な対応をしております。

以上となります。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私からは、件名1の②と件名2について御答弁申し上げます。

まず件名の1の②でございます。関係団体への支援等に取り組む考えでございますけれども、町内会、自治会や市内のボランティア団体の皆様が取り組まれている地域の環境美化活動につきましましては、きれいなまちづくりに大きく貢献され、その活動に敬意を表するところであります。

地域活動などに対する市からの支援といたしましては、様々な行政活動に対し、地域の方々からいただく協力に対し交付する行政協力費並びに地域活動の活性化を促すことを目的とした地域づくり活動支援事業補助金がございます。

今後のさらなる関係団体への支援の考え方につきましては、現在行っております地域づくり活動支援事業補助金により、引き続き実施することとしておりますが、継続的に実施する必要がある活動などについては、新たな支援制度の検討が必要になることから、庁内での検討はもとより、関係団体からの意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、件名の2でございます。市民の声をまちづくりに反映した取組ということでございますけれども、地区別市政懇談会の開催につきましましては、市民参加者の減少や開催日時の調整に時間を要することなどから休止しており、市民の皆様にご知らせする必要がある重要な行政課題や、町内会連合会から特定の課題等について開催要望があった場合に開催することとして、年4回程度の開催をめどに、市と町内会連合会との情報交換会を開催しております。

今年度、地区別市政懇談会の開催予定はありませんが、直接市民の方々と対話することは市民が主役のまちづくりを進める上で重要な取組の一つとして捉えており、可能な限り各種団体への会合出席や、交通安全や防犯活動の街頭啓発など、機会を捉まえ、より多くの市民の方々と直接対話しながら、市民が今行政に求めていることなどを的確に把握するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名3、道の駅附帯施設についての①現在どのような検討がされているのかについて御答弁申し上げます。

道の駅附帯施設につきましましては、令和元年度以降、指定管理者が定まらない状況が続いておりますが、市内の事業所が活用する合理性や市民の利便性向上等の面から、指定管理者に商工会議所を選定する方向で具体的な事業内容や施設改修の面を含め、協議を進めております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 答弁させていただきます。

公約として掲げた政策の進捗状況ということでございます。私は、令和2年10月26日に市長に就任をして2年8か月を過ぎようとしておりますが、同年1月に日本で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されてから、国内での感染が拡大し、不要不急の外出自粛や3密回避など、市長に就任して以来、今日に至るまで、真に思い描いた市政運営を行うことが難しい状況でありました。しかしながら、議会をはじめ、多くの市民の皆様、市内事業者の方々の御支援、御協力により、私が公約として掲げました、住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現に向けて、市民が主役のまちづくりを少しずつではありますが、前に進めることができました。

公約別に申し上げますと、健康寿命の延伸では、がん検診項目の拡充や補聴器購入助成事業の実施。地場企業の持続と発展では、企業の笑顔応援支援事業や創業支援事業の創設。人づくりへの投資では、学校給食費の無料化、高等学校等の就学支援金の拡充。まちのコンパクト化では、児童センター等一元化施設の建設に向けた基本計画、基本設計、実施設計の実施や市営住宅の解体除却、移転集約の促進。また安全で安心して暮らせるまちづくりでは、橋梁点検や防犯灯改修、防災資機材の整備、高規格救急自動車の更新などがあります。

また、人が魅かれるまちでは、定住促進事業の充実、市有地の宅地化、複合商業施設の建設、高齢者外出支援の充実など、これまで56の新規事業と44の事業の充実を図って政策を推進してまいりました。

これらの政策推進に当たりましては、市民の幸せを最優先に総合計画と総合戦略に掲げております政策と整合性を図りながら、公約の一つ一つを進めてきたところであります。

次に、残りの任期1年4か月に対しての継続して今後どのように進めていくかということですが、御答弁申し上げます。

コロナ禍がようやく落ち着きを見せ始めた今日におきまして、私に与えられた任期はあと1年4か月余りですが、少子高齢化の進展などによる人口減少が進むこの歌志内を、将来にわたって持続させ、次の世代にバトンタッチしていくことが私の責務と認識しております。

世界情勢などの影響を受け、ガスや電気、食料品等の物価高騰が続くことも予想され、市民生活を守り抜くことは、近々に取り組むべき課題でございまして、きめ細やかな支援を継続する必要があると考えております。

また、高齢化率が50%を超える本市にあつては、地域における自主・自立した活動を続けることの困難さを強く認識しておりまして、地域全体に行きわたる行政サービスの仕組みを確立し、このまちが持続的に発展し、市民の皆様が等しく幸せを感じられる、そういったまちづくりを強く押し進めてまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございます。

それでは、確認を含めまして、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず、件名1、市内の環境美化についてでございますが、先ほど答弁の中で市が取組を進める環境美化事業については、衛生協力を通して年2回全市一斉清掃月間を定めて、町内会などに地域清掃の依頼をしているとのことでした。また、地域住民の皆さんが行う草刈りやごみ拾いなどに際し、ごみ袋や公用シールを交付して、集めたごみの収集などを行っているという答弁でございました。

このたびの環境美化事業にかかる質問につきましては、以前からほかの議員の方々が議会で取り上げられて質問されてきた経過がございまして、過去の議事録を拝見しますと、以前の答弁で、市民の方々のさらなる環境美化に向けた意識の高揚と活動支援のための取組を衛生協力会などの関係団体から意見を聞いて検討するとの答弁が掲載されてございました。

そこでお伺いいたします。衛生協力会などの関係団体と、現状どのような協議がなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 衛生協力会につきましては、ここで先ほど申し上げましたとおり、5月、9月ということで、全市一斉という関係でこれから清掃月間を設けて行うということと事前に役員を通じて、まず、前段そのようなお話をし、各町内会にそれらの取りまとめというか、案内を、通知文書並びに事務局の職員が各町内会の代表の方のところに、こうなるのでお願いしますというような形で行っているのが現状でございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） ありがとうございます。

各町内会ではごみ拾いや草刈り作業のほか、昨年ですか、各町内会が合同で市内各所の花壇に花の植栽を行うなど、様々な環境美化活動が行われております。実際に活動に携わる方々の話を聞いたところ、活動を行う人材の不足や草刈りなどにかかる燃料などの費用がかさんでいるなどといった話を聞きます。人材不足に関しましては別としまして、草刈りなどの燃料や消耗品類にかかる支援が必要と私は考えております。答弁では、継続的に実施する必要がある活動について、新たな支援制度の検討が必要になることから、関係団体等の意見を聞いて検討することとございましたが、ぜひ実際に活動を行っている方々の声も聞いていただき、新たな支援制度の創設を検討願いたいと思います。

先ほど答弁の中で行政協力費の部分も触れられておりましたが、行政協力費でそういった環境美化活動に対して支援も含まれていることは承知しておりますが、行政協力費は一律で団体に交付されるものでございます。私はやはり自ら活動を行った方々に対して、きちんと活動の実態に応じて、一律ではなく費用がかかったものに対してその一部を助成することが本来の方法だと考えております。

答弁の中で地域づくり活動支援事業のことも触れていましたが、活動支援事業補助金につきましては、あくまでも団体が自ら行う活動に対するスタートアップを目的とした補助と考えており、継続して3年間の支援を受けることができますが、草刈りなどの活動はこれからもずっと続く活動となります。

皆さん御承知のことと思いますが、本町川向町内会では、冬期間の除雪も自らの取組として行っており、こういった取組はお年寄りが多い本市にとって、住みやすいまちづくり、住みやすい地域づくりの一翼を担っているものと考えております。

3年間継続して市から支援を受けられることは、非常によいことと考えますが、その活動を継続させるといった考え方から、実際に活動を行っている方々の声として、新たな支援制度の創設を検討願いたいと思いますが、改めて考え方をお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 大変すばらしい御提案だと思っております。ここ数年、青い花の植栽も含めまして、地域のボランティアの方たちが非常に協力的と言いますか、御努力をいただきまして、地域の環境美化、非常に進んできているのかなと、これまでに歌志内にない動きが始まっているのかなと。そのほかにもボランティア団体さんの動きもいろいろと報道等で拝見しております。議員の皆様もその中に活動されているというものもお聞きしているところではございますけれども、そういった活動を今後も維持していくことが歌志内のために、発展というか歌志内のために結び付くことでございますし、先週もお話ありました町内、市内の草刈りの関係、除雪の関係、これらも地域だけで、なかなか高齢化が進む部分で地域だけで収まら

ないということで、できれば行政がどこまで支援できるのかといったことを今後検討していかなければならないのかなと、そのような形で答弁もさせていただいたかと思えますけれども、ただいま佐藤議員からもお話のあった地域活動に対する現状の補助金制度、支援制度、これらもどういった形で拡充して、今後の地域ボランティア、地域町内会活動の中に生かしていけるのかと。それはやはり先ほどおっしゃられましたように、現場の声というか、実際にやられている方の声をやはり聞くというのが基本になるのだと思えますので、そういった機会を設けて、新しい制度、今ここですぐできるということ、結論申し上げられませんが、やはり声を聞きながら、どういった制度が必要なのかということを考えてまいりたいと、そのように思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） ただいま副市長のほうから前向きな御答弁を頂戴してありがたいと思います。私自身、地域の方々に自らの地域を自らよくするといった考え方を膨らませるような取組も必要ではないかと考えております。そういった視点から、支援を受ける側の声として検討することが必要ではないかなと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市民の声をまちづくりに反映した取組についてでございますが、先ほどの答弁の中で地区別市政懇談会については、市民参加者の減少や開催日時の調整で時間を要することなどから休止しており、重要な行政課題や町内会連合会から開催要望があった場合には開催するとの答弁内容がございました。私は参加人数が少ないだとか、開催日時の調整に時間を要するなどといったことは休止する理由にならないのではないかなと思えます。これまでコロナ禍の状況から人が集まって開催することが難しい状況だったと思いますが、今の状況はそういった状況ではありません。私はやはり市長が出席した中で、市民の方々と膝を交えて意見交換することがまちづくりを進める上で重要ではないかなと考えております。

市政執行方針の中では、地区別市政懇談会の開催には触れていませんが、ぜひ開催について前向きに検討願ひたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 以前までは、先ほど、東所課長のほうからも説明がありましたように、年々参加人数が少ないということの中で、取りやめと言いますか、やっていたということでございます。今、佐藤議員のほうからそういった理由ではなく、市民が市長と膝を交えてということの御意見でございます。18の町内会連合会傘下の、いわゆる18の町内会がございまして、会長さんの意見も聞く中で、今佐藤議員の御意見、そういったものも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 開催について御検討いただけるというお話、市長からち頂戴しました。市長以下、市職員の方々が地域活動に積極的に参加して、地域の方々と交流していることは十分認識しております。しかし、より充実したまちづくりを進めるためには、市民との対話を重視したまちづくりが必要ではないかなと考えております。町内会連合会との意見交換を定期的開催し、様々な行政課題をお伝えされていることは承知しておりますが、市政執行方針に記載されている、多くの市民と直接対話を進めるためには、手法の一つになりますが、地区別市政懇談会を開催することで、より多くの市民の方々の声を聞くことができるものと考えております。私は少しでも多くの地域で地区別市政懇談会を開催していただければと思えますので、御検討のほどよろしくお願ひいたします。

次に、件名3、道の駅の附帯施設についてでございますが、道の駅附帯施設につきましては、令和元年度以降、指定管理者が定まらない状況が続いていますが、現在指定管理者に商工会議所を選定する方向で具体的な協議を進めている旨の答弁を頂戴いたしました。

そこで何点か確認させていただきますが、商工会議所とは事業内容についてどのような協議がなされているのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 現在、まず商工会議所からは、商工会議所が指定管理者として道の駅附帯施設に移転するとした場合、事務所として使用する施設内の間取り、事務所への新たな入口の増設、トイレの増設、厨房部分の改修並びに厨房機器の更新の有無などなどの改修が必要であるという要望が今挙げられております。市としましては、これらの改修を行うとした場合、国や道などの補助金を活用しなければできないと考えております。現段階としては、これらの改修に当てられる補助メニューがあるのか、ないのか、また、ある場合、どのようなスケジュールになるのか調査整理中であります。この整理がまとも次第、商工会議所へ報告する予定となっているところでございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 相手があることなので、事業内容の詳細を決めるためには、ある程度の時間を要することと思いますが、今後のスケジュールにつきまして、選定委員会からの意見聴取を含めまして、指定管理の時期はいつ頃を予定しているのか、現時点で想定されるスケジュールがございましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 市といたしましては、道の駅附帯施設全体、改修等を行わず、現状のまま使用していただきたいという基本的な考え方を持っております。現状のままで使用していただけるのであれば、すぐにでも申請書を基本とする一連の書類を提出していただき、選定委員会を開催し、その決定を受け、9月定例会、遅くとも12月定例会に指定管理者の指定についての議案を提出することができるかと思っております。

一方、先ほど申し上げました改修等に伴う補助メニュー等を活用するとなると、議員もお分かりになるかと思いますが、補助メニューに対し、今年度手を挙げて要望することが可能かどうかにもよりますが、補助決定が6年度以降となります。その後に改修工事となりますので、それに応じた流れ、手続になりますので、指定管理者として道の駅に入ること、さらにその先になるという、そういうような流れになるかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 道の駅の附帯施設につきましては、本市にとって貴重な観光資源の一つでございます。初めて本市を訪れた方々のほとんどが道の駅に立ち寄るのではないのでしょうか。このことから、道の駅が充実することによって、まちの魅力発信に大きな効果があるものと考えております。

現状では、市直営で道の駅を運営しているところでございますが、私は民間の活力を効果的に活用した施設運営が必要と考えており、この考え方につきましては、担当の方々も考え方は同様ではないかなと認識しております。

そのため、まず市としてどのような道の駅を目指すのか、指定管理を行う場合、相手方どのような道の駅の運営を行っていただくのか、その辺について募集要項において明確にすることが重要なかと考えております。

指定管理の選定においては、選定委員会を開催して審議を行い、その後議会の議決も必要に

なることから、スケジュール的な部分も考慮し、速やかに手続を進めていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、件名4、柴田市長の市政運営についてでございますが、先ほど市長から答弁いただきました。市長就任以来、この間、世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症への対応に追われまして、思い描いた市政運営が難しい状況であったことと思います。

しかし、柴田市長が公約として掲げた政策は、私は市民の方々との約束事と認識しております。市民の方々は、柴田市長の掲げた政策に期待して選挙で選ばれたものでございます。その公約として掲げた市民との約束事に対して、現在どのような成果が上がり、またその取組をどのように発展させていくのか、柴田市長の見解を改めて伺いできればと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますけれども、私は市長選に先立ちまして、七つの政策を掲げさせていただきました。健康寿命の延伸、地場企業の持続と発展、そして人づくりへの投資、まちを集約して機能的なまちづくりを進めると、また安全・安心な暮らしができるまちの実現、人が魅かれる、そんなまちの実現、そして持続可能な行財政運営ということで七つ政策を掲げました。

令和2年の10月26日に就任いたしまして、私が本格的な予算に関わるというのが令和3年からございました。その中で先ほども御答弁させていただきましたが、56の新規事業と44の既存の事業の拡充ということで進めさせていただいたところでございます。これらの政策の実現と、その中でも特に子どもたちの願い、また市民アンケートの中でも一番要望が多かった商業施設、これが完成したことで、買い物の利便性を向上させることができまして、また雇用の創出、そして市外から移住や定住意欲の力が、そういったものが増したまちづくりということで前進が図られてきたものと思っております。

政策にもあります文珠の分譲地も動き出しまして、持ち家の促進と移住につながり、効果となって表れております。

また、買い物が不便で市外に転出しようとしていた方が、このたびの商業施設ができたことによりまして、歌志内にとどまりたいという方も何名かおりましたので、この社会インフラの充実、これからのまちづくりに強い味方となってくれるものと確信しております。

今後は、高齢者の移動支援、これらを確立して、高齢者が住み続けてもらえるよう、医療や福祉、介護、これらの充実、社協との連携、商工業、また観光産業の振興、石炭産業の今後の対応、また再生エネルギーの課題などがありますが、議員の皆様と共に、住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現に向けまして、邁進してまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 私は、市民の求めに応じた行政運営が重要と考えております。そのため、先ほどの件名2の中でも触れさせていただきましたが、達成できたこと、できていないもの、市民の方々にきちんと伝え、またその声を聞き、場合によっては軌道修正することも必要ではないかなと考えております。それが市民の求めに応じた行政運営であり、私たち議会議員はそれを後押しすることが役目ではないかなと考えております。

最後に、柴田市長からこれまでの行政運営につきまして、掲げられた政策の達成などの手応えを含めまして、いま一度見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、2年8か月がたったというこ

とで、早いものだなと実感しております。先ほどもお話をさせていただきましたが、コロナ禍ということで、就任して次の年の1月からでしたか、3月、4月からですか、令和3年4月にはコールセンターというのを歌志内で開設しまして、6月4日からコロナワクチン、65歳以上の接種ということで、現在もコロナワクチンの接種が続けられておりますが、そういった一面を市民の安全・安心、そういった市民の皆さんの生命と財産、そういったものを守りつつ、行政は進めていかなければならないということで、私もしっかりと進めていかなければならないなということで頑張ってきました。

コロナ対応の行政等なり達成の手応えということでございますが、総合戦略に掲げる積極的な子育て世代に対する支援、これらを充実させることができたのかなと思っております。移住促進が図られてきているというのも実感しているところでございます。

あと1年4か月となるわけでございますが、先ほどもお話をさせていただきましたが、石炭産業やエネルギーの問題があるわけでございますが、商工業の振興、観光振興など、これら、これからの課題はたくさんあるのかなと思います。特にコロナ禍が落ち着いた中でのインバウンドというものも期待しながら、スキー場につきましては、これは民間でやっておりますけれども、これらの冬場だけでなく、夏場の事業展開というものも期待をしたいと思っております。

また、石炭産業に代わるエネルギーという部分についても、いろいろ議員の皆さんとも勉強しながら、また炭礦さんとの情報交換もしながら、今後に向けて進めていきたいと思っております。

まだまだやらなければならないことが多くありますが、皆さんと共に一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） ありがとうございます。

柴田市長におかれましては、この間、質問の中でも触れさせていただきましたが、就任以来、2年8か月の間、コロナウイルス感染症と戦いながら、歌志内のまちづくりに全力で取り組まれてきており、また、市職員の方々、そして先輩議員の方々の努力によりまして、少しずつではありますが、まちに活気が戻ってきているように感じております。

私の考え方は、先ほども申し上げましたが、市民の求めに応じた行政運営を後押しすることが議会議員としての責務であるものと強く認識しております。市長は残り1年4か月の任期ですが、行政と議会が車の両輪となって、引き続き歌志内のまちづくりに全力で取り組んでいただければと考えております。私自身も引き続き、アイデアと行動力であらゆるまちづくりの取組にチャレンジしてまいります。

以上で、私の一般質問を終えさせていただきます。このたびはありがとうございました。終わります。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さんの質問を打ち切ります。

質問順序7、議席番号6番、女鹿聡さん。

一つ、職員の人事管理について。

一つ、空き家対策について。

以上、2件について。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 2件について、一般質問通告に従いまして質問を行います。よろしくお願いたします。

1 件目、職員の人事管理についてでございます。

今年度の4月の人事異動について、内示と実際の辞令内容について著しく疑義が生じるものが見受けられ、また人事管理は、職員のモチベーションに大きな影響を与えるものであり、なおかつ、住民サービスに直結する重大な責務だと認識しています。

そこで伺います。

①病気休暇を含め、上級職からの降任の基準について伺います。

②人事評価制度の導入実績内容、昇任試験の受験者とその結果及び昇任人事に関する全課長職が参加していると思われる選抜会議の開催回数について伺います。

③職員の昇任及び昇格に関する基準についてどのように判断し決定しているのか伺います。

2 件目、空き家対策について。

歌志内市空家等対策計画も策定され、また、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が閣議決定され、今後、施行されていきます。

そこで伺います。

①今回の策定されている計画について、改正される特措法の内容は加味されているのか伺います。

②計画にある空き家等の調査方法について歌志内市の令和2年度から令和4年度までにおける戸籍及び固定資産税の宛名情報の照会を依頼した空き家等の調査件数は何件か。

また、他市町村からも所有者の確認における戸籍等の請求があると思いますが、直近1年間で他市町村からの請求は何件あったか伺います。

③3月に対応した、以前から議会でも問題視されていた歌神地区の空き家の対応の経緯について、第1回定例会の市政報告で、災害対策基本法を法的根拠とし、空き家対策経費で事務管理を行ったと説明を受けました。

以前より問題視されていた空き家ですが、災害対策基本法であれば、道道に面していたこともあり、北海道にも責務が発生すると思いますが、北海道との細かなやり取りや予算執行に至るまでの細やかな経緯の説明を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名1について御答弁申し上げます。

初めに、①の病気休暇を含めた降任の基準についてでございますが、職員の意に反する降任につきましては、地方公務員法及び条例に基づいて行われることとなります。職員の意に反しないものにつきましては、個別の事案ごとに判断して行われることとなります。

また、病気休暇による職員の意に反する降任について、基準はございません。

次に、②と③は関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

人事評価につきましては、現在評価の試行段階であるため、人事異動へ反映するには至っておりません。また、異動内容を決定するに当たって、所属長や派遣対象職員については事前に面談を行いますが、本市の場合、過去より人事異動の対象となる職員全員に対し面談等は実施しておりません。管理職以外の職員については、任意で自己申告書の提出を求めたり、所属長の把握状況等を参考とするなど、職員の資質、能力や組織全体を総合的に勘案して決定しております。

また、昇格、昇任等の決定につきましては、規則に定める級別資格基準等を参考にしながら決定しております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） それでは私のほうから2の①計画について改正される特措法の内容の加味について御答弁申し上げたいと思います。

空家等対策計画に改正特措法の内容が加味されているのかということにつきまして、本年6月14日に空き家等の活用拡大、管理の確保、さらには特定空き家等の除却等に総合的に取り組むことを目的とする空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。

内容は、現行法に規定する適切な管理に加え、自治体の施策に協力する努力義務を追加するなど、所有者の責務を強化するとともに、市町村が活用促進区域及び活用指針を定めた場合に用途変更や建て替え等を促進することを目的に、市町村長は所有者に対し、この指針に沿った活用を要請できることなどとなっております。

さらに、空き家等管理活用支援法人の指定や財産管理人による所有者不在空き家の管理、処分が可能になるなど、法律の活用拡大が図られております。

このたび、本市が策定しました対策計画には、今回の法改正の内容は加味されていないことから、今後設置予定の第三者による対策協議会に意見を求め、変更する方向で検討してまいります。

次に、2の②でございます。庁内における戸籍や固定資産税にかかる調査依頼件数につきましては、令和2年度ゼロ件、令和3年度1件、令和4年度ゼロ件となっております。

また、直近1年間で他市町村からの戸籍請求件数であります。市民課に確認したところ、令和4年度では10件、令和5年度では1件の請求件数となっております。

続きまして、2の③でございます。歌神道道沿いの空き家にかかる北海道とのやり取り等につきまして、この対象空き家につきましては、第1回定例会で市政報告いたしましたとおり、雪の影響で家屋の一部に傾きが増し、倒壊の危険性があることから、市として緊急工事を行ったところであります。

この空き家は、御質問にありますように、道道に面していることから、令和3年度に飛散防止ネットを設置する際には、北海道と事前協議を行いました。北海道の責務といたしましては、道路法に基づく対応は歩道の迂回路や車道の片側規制などであり、空き家本体に関する処置は困難である旨確認しております。

このため、このたびは特段協議を行わず、道道を通行される方への危険を最小限に抑える必要があるとの判断から、市において緊急的に実施したものであり、関係費用につきましては、当初予算に計上している空き家等対策経費より支出したところであります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 質問の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

ここで、理事者側から答弁漏れの申し出がありましたので、これを許可いたします。

北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 申し訳ございません。先ほどの件名1の具体的には②の部分で一部答弁漏れがございましたので、追加の御答弁を申し上げます。

質問内容の昇任試験の受験者とその結果及び昇任人事に関する全課長職が参加していると思われる選抜会議の開催回数につきましては実施しておりませんので、その旨御答弁申し上げます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 順次再質問したいのですけれども、2件目の空き家のほうからちょっとさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

②番目の答弁ありました。他市町村からは、令和3年度は1件ということで伺いましたけれども、これは戸籍だったのか固定資産税に関する問い合わせだったのか、どちらだったのか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 建設課から依頼のありました内容につきましては、戸籍の件数として1件がございました。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 分かりました。

先ほど、市町村の状況も確認いたしました。そこでもう1回聞きたいのですけれども、調査を行い所有者を特定することは空き家等の問題において最初の段階で着手する業務だと思っております。計画も策定し、これまで行ってきた対策がベースとなっている業務だと思っておりますけれども、直近3年間で空き家の判定をした後、特措法の第10条によって、市が保有する情報で特定するのに一番必要とされる固定資産税の宛名情報は全く必要とされていなかったのかということなのですけれども、先ほど市民課長から戸籍だったということなので、固定資産税に関する宛名情報というのは全く必要していなかったということによろしいのか、ちょっと答弁簡潔的にお願いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） まずは、関係してなかったというか、必要がなかったということでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 新たに特措法の規定に沿って、空き家や特定空き家として、この3年間で戸籍情報などの取得はしているのかどうなのか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 先ほど御答弁申し上げたとおり1件、戸籍の情報は1件ということでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうしましたら、やはり変わらないということですね。

空き家の調査に関しては、調査のときのみ判断で、他に空き家とする使用実態がないことを調査する調査と、特措法の指針にある常態的に使用実態がない空き家を調査する使用実態がないことを確認する調査、この二つがあると思っております。ここの解釈を誤ると、所有者から財産権の侵害に当たる行為と取られかねないと思っておりますけれども、過去の議会の質問に対する答弁では、情報の提供や助言は行ったということを答弁しておりました。ここ数年において、空き家や特定空き家の新たな指定はなかったということも、過去の質問で答弁をしております。

この場合、協議会での決定や事務決裁などで、事前調査を決定する行為などがなければ、特措法を根拠とした調査、現地での聞き込み調査や敷地内に入ることができないと私は思ってお

ります。これも不可能ですし、戸籍等の調査もできないと思っております。

その結果、歌志内市長が保有する情報の中で所有者を特定する有力な情報の固定資産税の宛名情報の照会がないとされておりますよね、先程から。そうなると、法務局の登記情報の調査以外はできないと思いますけれども、登記情報は必ずしも現在の所有者が登記されているとは限らないと思います。

ここで、他に空き家とするものの場合、特措法の指針にある、常態的に使用実態がない空き家ではないために、特措法を根拠とした特措法を根拠法とした個人情報収集することはできないと思います。過去の答弁からも、ここ数年は特措法に関する指定はなかったということがあります。この空き家としたものの個人情報を収集する場合にはどのようなことで法的根拠があるもので個人情報を収集しているのか、それを聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 基本的には10条で、特措法の10条ということで判断しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この特措法に沿って個人情報の特定をするということによろしいですね。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 他市町村を含めて、そのとおりだと判断しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） もう1回確認します。空き家ブームで一番重要な所有者を特定する手順については、先ほどのことも含めて、今後協議会が設置されるということになると思うのですが、この手順が今までと違う手順に変わってくる可能性もあると思うのですが、その辺は協議会がある場合とない場合ではどのように変わってくるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） まず、協議会がない場合は従前同様ですけれども、協議会が立ち上がるということは、まず庁内の検討委員会が立ち上がりまして、その場で議論をし、協議会に意見を伺うという流れになってくるかと思えます。ただ、新しい取組なので、今考えている中では、まだ事務局通じて、庁内の検討委員会に諮っておりますので、そのルールづくりと言うのですか、スケジュールづくり等、これからになってくるかと思えます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 分かりました。

ここ数年、手順に沿って調査を行った件数について、ちょっと確認したいと思います。その中に、3月に報告されました物件、これは災害対策基本法に沿って対応した空き家なのですが、この空き家はそういった手順では含まれているのかどうか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 基本的にほかの自治体さんのところに追跡調査をした結果でいけば、あくまでも災害対策基本法ですから、特措法に基づかない空き家指定もかけておりませんので、災害対策基本法ということで捉えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 協議会がもし今後設置されるということになると、その空き家情報を出

す、提出するタイミングだとか、そういったことも多分考えられると思うのですけれども、そういったのはどういう手順になっていくのか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、初めての案件で、これから新たに取り組む内容になってきますけれども、庁内検討委員会に諮り、そこでおおむね問題なければ協議会にという流れになってくるかと思えます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 分かりました。

③番目です。この問題については、先ほど課長も答弁しておりましたけれども、特措法を活用しないで対応したということでもあります。ちょっと疑問が残るので、その件についてはちょっと何点か聞きたいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

平成27年度以前には空き家問題が全国的な問題となりました。所有者の特定について、市長部局の所有する個人情報の活用が守秘義務違反となるために活用できないということになって、この特措法が施行される経緯になりました。

歌志内はここ数年、この法律を活用せずに空き家対策を行っているのは、下山議員今まで質問していただいたところの答弁から明らかになっております。この法律、有効活用していないのは、これに代わる手法、違う法律の解釈の下、個人情報の収集などを行っているからだと思うのですけれども、これに関して、この空き家に対しては、これまでの答弁と相違がないのかどうか、ちょっと聞いておきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 多分おっしゃっていることは、法務局の登記をまず優先的に私ども調べますことから、当然必要があれば、先ほど言ったように令和3年1件ありますけれども、それ以外のところについては必要がなかったということでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 分かりました。

先ほど、特措法の10条によってという話もしておりました。これは戸籍関係、税金の宛名情報だとか水道の情報の云々というのも多分いろいろ考えられてきますけれども、これらの調査を行うことというのはできないと思っております。このため、何年度に何の法律の規定に基づいて、個人情報の収集をこの空き家に対して行ったのか、ちょっと聞いておきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） あくまでも法務局の登記の調査によるものでございまして、空き家を指定するとかということは、振興局にも確認取りましたけれども、必要ないということでもございましたので、御答弁の繰り返しになりますけれども、従前同様ということで判断しています。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） あと、予算執行に関してなのですけれども、災害基本法に沿って話をされたのですけれども、これは災害基本法に沿って行われているわけなので、防災費という形で出されるのが普通なのかなと思うのですけれども、それをやらないで空き家対策経費の事務管理で行ったということなのですから、これのちょっといきさつを聞かせていただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 事務管理含めて、緊急に対応しなければならない当初予算と判断しておりますので、その予算どおり執行させていただいたということでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 特措法を根拠としていない空き家だったと思うのです。それに対して空き家経費の事務管理ということで、最初は災害基本法に則ってということなのですけれども、これは適切な予算執行なのですか、これは。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 空き家が特措法がその予算ということで捉えておらず、あくまでも空き家に関する対応について、空き家の、今回当初予算を使用したということでございます。特措法の法律に基づいた予算の科目ということの位置づけはちょっと私どもとしては災害対策基本法も対象になるだろうし、まだもろもろほかのその他の法律もいっぱいありますけれども、空き家に関する当初予算ということで判断しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） これは災害基本法ということでやるということをやっていたわけですよ、そのときは。多分それでやられていると思うのですけれども、災害基本法によると、消防機関だとか、そういったところが関係してくるということなので、防災費を充てて、きちんと災害基本法に沿った使い方をしないとだめなはずなのですけれども、それは特措法を根拠と先ほどもしていない空き家だったと思うのですけれども、その辺、違う項目でお金を出して、予算計上最終的にしたのですけれども、これは適切なのかどうなのかというのは、私にはちょっと考えるのが難しいのですけれども、その辺はいかがなのですか。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） あくまでも、繰り返しになりますけれども、災害対策基本法で当初予算どおり適正だと判断して、今回執行させていただいているところでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 特措法は関係なくして、危ないからとりあえず災害基本法に沿って壊して、その分を出費すると。それは空き家の関係なので、空き家対策経費の事務管理のお金から出したと、そういう認識で間違っていないということなのですね。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） そのほかの小さい案件も含めて、そのような対応をさせていただいているところでございまして、判断としては問題ないのかなと、当初予算どおりの執行はされているのかなということ判断しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 多分おかしいと思うのです。予算の中では款項目だとかいろいろ、多分ありますよね。そのものに対してきちんとしたお金の流用がされて予算付けされているのですけれども、それと関係ない項目で、最初空き家で上がっているけれども、最終的には災害基本法で出したのですよね。災害基本法のほうからお金を出したということになるのですよね。これって予算の執行上、あり得ないことなのではないかなと。災害基本法で話をしているのであれば、防災費で出すべきだし、特措法の関係で行けば空き家等の法律に則った予算で計上するというのが普通だと思うのですけれども、災害基本法だと言って、空き家の経費を使うというのは、予算上全然違う項目で支出していることになるから、これはだめなのではないですか。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 予算の計上の観点から、私のほうからちょっと一言御答弁し

たいと思いますけれども、予算の執行に関しては、各それぞれ所管、課長が責任もって執行することになっておりますけれども、予算計上の段階におきまして、空き家対策関係経費というのは、先程からおっしゃられている特措法に基づいた予算を計上しているわけではなくて、空き家等、いわゆる危険な家屋、それから管理不行き届きとなっているような空き家もあろうかと思えます。そういった幅広い事務管理を執行するために予算計上していると私ども認識しておりまして、今の件ですと、建設課のほうではそれを基に執行していると。ただ、今回の安全に措置する対応の根拠になったことが災害対策法という形かと私は認識しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 災害基本法でやるには全然問題ないと思うのです。ただ、やるに当たっては、3月の議会中でしたよね。その3月の議会中に何らかの補正を上げて、防災費、そういった形の災害基本法に関するところの予算に関して、追加の補正予算を防災費か何かで出して計上するのが普通だと思うのですけれども、それ、3月の議会ですらないで、こういった災害基本法なのだけれども空き家のほうの予算でお金を出したということになるのです。これ、今回この6月の議会で補正、追加議案、出されましたけれども、この短い間でも出されてるのです、追加の補正議案が。3月の議会の最中にも、そういった補正議案が追加として出して行っていれば、私は多分このまま、この話は多分していないと思うのです。災害基本法に沿って行われるのであれば防災費として出す。それはちゃんと追加補正を出して、3月の議会の中で審議をいただくということが普通だと思うのですけれども、それをやらないで緊急性があるからと言って、空き家のほうの予算で出したということなのですから、これは順序がおかしいと思うのです。その辺の見解の違いではないと思うのです。きちんとした予算執行をするための、款項目いろいろありますけれども、それについて予算執行をしていかないと、決算のときにおかしなことになってしまうと私は思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） あくまでも、繰り返しになりますけれども、法的根拠は災害対策基本法と。多分、今議員おっしゃっていただいているところは土木施設災害復旧費、例えば河川とか、大規模な災害が起きた場合、よくそういうケースございます。あとで専決の場合もありますし、災害応急、それから一般的な災害復旧というような科目で処理される場合、土木施設災害、施設災害、いろいろございます。今回は空き家の関係において当初予算で予算計上している内容において、災害対策基本法を基に今回緊急工事をやったということでございますので、支出に関しては特に問題はなかったかなという判断はしているところでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 災害対策基本法の中に、この法律の中に行うのは消防機関だとか、そういったことも書かれているのです。そのようになると、防災費で出さないとお話がおかしくなりませんかということなのです。災害対策基本法に則ってやったという説明があったので、この災害対策基本法に則った科目で出費する必要があったと思うのです。それが違う形で、この空き家等の形でお金が出ているのでおかしいでしょうという話なのですから、その辺、ここでずっと答弁繰り返してもおかしいこと、ずっと平行線になると思うのですけれども、市長、答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ただいま企画課長のほうからも答弁いたしましたけれども、私のほうから再度お答えさせていただきたいと思えます。

このたび、注視していた家屋の一部が道道沿いに落下する恐れがあるということで、山田建

設課長のほうからも答弁しておりますけれども、歌志内の建築物の適正管理に関する条例という中で、緊急安全措置という部分で、万が一そうなった場合には3項でその旨がうたわれておりまして、いわゆる行政のほうでその危ない部分を除去するということをございまして、たまたまその根拠となる法律が、先ほど説明した法律に基づく撤去ということをございますので、この適正管理に関する条例、建設課が所管をございまして、まさに対応、何かあったときの対応ということで予算措置されている中から執行したということをございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 緊急性を要して、もう倒れかかっている、ほとんど倒れているような状況を見て、災害対策で手を打とうという形の話だったと思うのです。特定空き家として、あの家、多分なつてなかったのかなと思うのですけれども、根本的には、もう何年も前から下山議員があそこの家危ないですよという指摘はしていたのです。そのときに特定空き家だということで手続をして、きちんと段階を踏んでいけば、こういったことに多分ならなかったと思うのです。いざ倒れたときに、これは緊急性があるから災害で対応しようという話には、本来ならならぬものだと思うのです。先にそういった指摘があったのだけれども、行政のほうでそれを先延ばしにしていたのか、よく分かりませんよ、その辺は、事務手続の問題があったのか分からないですけれども、そのときにちゃんと指摘受けて、きちんとした段取り取って、特定空き家だという形で取って、予算措置しておけば、こういったことに多分ならなかったのだと思うのです。その辺、どのように考えられているのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりをございまして、特定空き家にするタイミングが遅かったのではないのかということは確かにそのとおりかもしれません。ただ、実態としてそういうことになった以上、災害対策基本法で今回対応させていただいたということをございまして、今後空き家計画等々出来上がりましたので、その部分においてはタイムリーに、特定空き家含めて、指定させていただくことになるかとは思っています。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） かなり私の中では腑に落ちていないですけれども、これから決算委員会がありますので、その決算委員会の中で審査する内容になってきますけれども、執行科目がちょっと別々なところから出ているということになると、私の中ではちょっと認定はどうなのかなという思いがありますので、その辺伝えておきたいと思います。

市長、先ほどちょっと答弁いただきました。こういった問題、歌志内の中でかなり多くありますよね。空き家の問題はかなり重点的な施策の中に入ってくるだろうと思うのですけれども、やはりその辺の優先度だとかという形も考えて、こういった手続というのは迅速に行っていく必要があると思うのですけれども、その辺、市長はどのように考えられるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） まさに空き家の問題につきましては、過疎地域に特に多い問題だと認識しております。土地の価値がある一定以上ございますと、壊してその土地を売るということで、土地の再利用につながるわけをございますが、土地の価値の下落ということが、この空き家の多くを発生させるということをございます。

特別措置法、これは先ほど女鹿議員がおっしゃってました10条に基づいて、特別な指定をかけて、あとは勧告しながら、命令に応じない場合には代執行という手続になるわけをございますが、そうならないように、事前に対応するということが必要をございます。市内にも多

くの空き家と言いますか、管理はたまにされている空き家もありますし、どうなのかなという空き家もあろうかと思いますが、その辺、固定資産の納付の際に、空き家の適正管理をしてくださいよということで周知をしながら、また、空き家の見回りをしながら、特定空き家とならないように対応していかなければならないと思っております。

本当に女鹿議員がおっしゃるように、重要な課題と言いますか、問題であると認識しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 建設課長にちょっとすみません、聞いておきたいと思います。対策協議会を設置するという話なのですけれども、いつ頃設置して、いつ頃から話をしていくのか。第三者を入れてという話なので、その辺どのように決まっているのか、ちょっとそこまで決まっているのであれば答弁願いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 残念ながらまだスケジュール的には決定はしておりませんが、今やっと庁内検討委員会が立ち上がりますので、その段階で第三者委員会のまずメンバー選出を、人選を行い、その後、相手がある話なので、内諾を取って、御了解いただいた暁には、第1回の協議会という運びになっておりますことから、遅くとも年内には当然立ち上がっていかねばならないでしょうし、それらもろもろの案件、物件等々も取りまとめて、その中で議論、御審議いただかなければならない、意見を拝聴していかなければならないという流れになっていくかと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） よろしくお願ひしたいと思います。

1件目の職員の人事管理についてに話をしていきたいと思っております。先ほどの答弁で①から③まで答弁を願ひまして、状況が分かりましたけれども、人事管理ということになるので、先ほども松井議員言っていたけれども、任命権者というのは市長ですね。市長だと思っておりますので、ちょっと何点か市長に御答弁を願ひたいと思っておりますけれども、一つ目は、今回の人事異動の一部で職員のこれまでの在職年数や役職の経験年数を考慮しないものが私は見受けられたと思っております。今回の人事に人事評価が影響するのは、令和4年度が終了しているため、令和3年度の物を活用しないと多分人事評価というのはできないと思うのですが、これは昇任と昇格を行う部分で、令和3年度では人事評価というのは実施していたのか、していないのか、答弁願ひたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほど総務課長のほうからも御答弁させていただきましたが、人事評価についての反映するには至っていないということで御答弁させていただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 二つ目なのですが、今回人事異動の職員の降任、降格人事が実施されたと思っております。懲罰委員会というのは開催はされてそのような形になったのか、市長に聞いておきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 4月の人事異動ということで、特定が可能になるということでございまして、この質問につきましては、大変恐縮ではございますが、人事介入という部分も判断されますので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 特定されるかどうかというのはちょっとあれなのですけれども、降任する、もしくは降格する人事があるとしたときに、懲罰委員会の開催というのは基本的に行われるのかどうか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 人事の関係につきまして、懲罰委員会で審議する事項ではないと判断をいたしております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の人事異動で組織の編成も含んでおりますよね。市職労と協議していたと話は聞いております。現在の執行部は昨年度も一部で実施された抜擢人事が生じている問題で、職員が納得できる状態にないという状況を抱えている問題があるという話を聞くのですけれども、その辺、市長は御存知かどうか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） この件に関しても、大変恐縮ではございますが、人事については公平委員会というのもございますので、ここでの答弁は差し控えさせていただきますと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 人事評価は行っていないということなのですけれども、人事評価を行っていない状況で抜擢人事という形で行われているのですけれども、これは明確な基準というのは、何か市長が持たれて行われているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほども総務課長のほうから御答弁させていただきましたが、評価の試行段階ということでございますので、そういった基準は今現在持ち備えておりません。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 最後になります。人事評価制度は行っていないという形なのですけれども、この中で職員の昇任及び昇格の基準としては、地方公務員法の第33条に規定されている信用失墜行為の禁止として、履歴書における懲罰が判断基準の一つとなります。一度懲罰がある場合は、将来においても懲罰のない職員との差別化を行う必要があるとされております。これがなければ職員の地方公務員としての規律が守られません。当市の、特に課長クラスにおいて、懲罰がある者が存在しているのか。その辺どのような状況になっているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） これにつきましても、ここでちょっと答弁するのは差し控えさせていただきますと思いますが、昇格等につきましては、やはり総合的な判断による昇任、昇格と答弁させていただきますと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 一番最初の答弁で、人事評価制度の導入はしていないと、昇任試験とその結果もやっていないのではないと。全課長職が参加している選抜会議もしていないということなのですけれども、地方公務員法の第21条の3及び21条の4に明確に昇任、昇格のことが記載されているのですけれども、その辺は、市長は多分御存知だと思うのですけれども、御存知でしょうか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） きちんとした条項につきましては、何条にあらうというのは存知申し上げておりませんが、以前に昇任、昇格試験があったとは、うちの歌志内市ですね、把握して

おりますけれども、何年にそれがなくなったのか、私がここで判断するに、人口がある程度いたときと、職員がある程度多かったときということではないかなということで、そのように感じるわけございまして、このたび、ここ何十年、昇格試験等については実施されていないと把握しております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 市長、今答弁でどこにそれが書いてあるのかというのは把握ちゃんとできていないということなのですからけれども、これ読みます。地方公務員法の第21条の3、職員の昇任は、任命権者が職員の受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職にかかる標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適正を有すると認められる者などから行うものとする、括弧書きで昇任試験または選考の実施と書かれてあります。次に、第21条の4、任命権者が職員を人事委員会規則で定める職に昇任させる場合には、当該職について昇任のための競争試験、これ昇任試験ということになるのですけれども、または選考が行わなければならないと。21条の4の2、人事委員会は前項の人事委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ任命権者の意見を聴くものとする。あと、ずらっと書いてあるのですけれども、こういつて書かれています。公務員法で。その公務員法で書かれているのだけれども、歌志内市としては、それをやらないで、市長の裁量で人事を行っているという形になるのですけれども、それは適正なのかどうなのかという疑問が私は思うのですけれども、その辺はいかがなのですか、市長。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 小規模自治体で昇任試験が適性と言いますか、それが最も重要なのかということだと、そのように考えていかなければならないわけございしますが、小規模自治体につきましては、その人格、そして所管の所属長の意見、さらには客観的な視点に立った上での総合的判断となろうかなと思います。十分、研究・検証しながら、排除するわけではございませんけれども、検討の中に入れながら、それが妥当なのかどうかということで、繰り返しになりますが、総合的に判断をしていかなければならないなと考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 市長、申し訳ございません。これ、小規模だから、札幌市だからとか、そういうことではないと思うのです。地方公務員法にこの人事評価制度とか昇任試験とか、そういったところ、そういったことを、あと課長の選抜会議とか、これをやるべきだということ書かれているのです。最終的にできない場合も多分出てくるとは思うのです。できないときは、やはりお話し合いだとか、そのような話になると思うのですけれども、やはりこれをちゃんとやっておかないとおかしなことになるし、それができないのであれば、最終的には職に就いている長い方、市役所に勤めている長い方が順々に最終的には上に上がるという形になってくるのではないかなと思うのです。その評価をきちんとしていないのであれば、やはり今言ったような序列のような形で致し方ないのかなと私は思うのですけれども、それは最終的な手段であって、やはり一番最初に言っている地方公務員法の21条の3、そして4、これを守って、初めて、できないのであればということになると思うので、その辺、きちんと庁内のほうで話し合いをしていただいて、きちんと戻してもらいたいと思うのですけれども、市長いかがですか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 繰り返しになりますが、これを即実施するというようなことも非常に難しいのかなと思います。近隣市町も含めて、やられているところにつきましては、どのよう

な形でやられているのかということ、一朝一夕にできるような問題でもないのかなと思いますので、研究してまいりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 近隣の状況はどうかという話しではなくて、歌志内はどのようにやるかということだと思えるのですけれども、やはりこれをちゃんと、地方公務員法をちゃんと則ってやって、その上でできないのであれば在職年数が長い方、何の懲罰もない方がきちんと厳正に話をされて、最終的に序列の形になるかもしれないのですけれども、上っていくという形にしないと、おかしいことになると思います。

市長がこの人は能力が高いのだと思う人がいるのであれば、きちんと試験を受けてもらうとか、このように書かれているので、法律に、きちんと受けてもらって、そのようなことも行ってやるべきだと私は思っております。

やはり、今回の人事に対しては、結構庁内の中で不安がある声を聞いておりますので、やはり今人事評価とかやっていないので、すぐという話には先ほど答弁の中で市長しておりましたけれども、やはりそういった体制をちゃんとつくることが大事だと思うので、そういったことをきちんとつくっていただいて、行政運営していただいて、住民サービスにきちんとつなげていただきたいと思うのですけれども、最後。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 貴重な意見ありがとうございます。十分、組合もございますので、組合とまたいろいろ情報交換しながら、いろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、このような御答弁をさせていただきます。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

議案第32号

○議長（本田加津子君） 日程第4 議案第32号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 一登壇一

議案第32号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第32号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,470万9,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

10款教育費、5項青少年対策費、2目児童厚生施設費は、企業版ふるさと納税寄附金の収入による財源区分の変更によるものであり、予算額に変更はございません。

次に、15款1項1目とも予備費、100万円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

17款1項とも寄附金、2目1節ともふるさと応援寄附金の100万円の増額補正は、企業1社から申し出のありました企業版ふるさと納税寄附金の収入によるものでございます。企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した地域再生計画の事業に対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みでございます。

以上で、議案第32号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めましての説明を終わりますので、よろしく願いいたします

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第7号

○議長（本田加津子君） 日程第5 意見書案第7号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） —登壇—

意見書案第7号特別支援学校・学級への教員等の適切な配置を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

本意見書案につきましては、お手元に配布しております内容により、関係機関に提出するものであります。

内容の趣旨説明につきましては、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

特別支援学校・学級への教員等の適切な配置を求める意見書(案)

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

(1) 特別支援教育支援員の適切な配置。

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童生徒に対し学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援を行うこと。

(2) 特別支援教育コーディネーターの適切な配置。

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援を行うこと。

(3) 看護師等の専門家の適切な配置。

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援を行うこと。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の強化。

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援を行うこと。

(5) 特別支援教育デジタル支援員(仮称)の配置。

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員(仮称)の配置への支援を行うこと。

(6) 特別支援学校教諭免許状の取得支援。

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援

学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援を行うこと。併せて、特別免許状についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

文部科学大臣、財務大臣

○議長（本田加津子君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第8号

○議長（本田加津子君） 日程第6 意見書案第8号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第8号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配布しております内容により、関係機関に提出するものであります。

内容の趣旨説明につきましては、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）

介護保険制度は2000年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態が広がり、約9.5万人（厚生労働省「雇用動向調査」2021年）が家族の介護を理由として離職しており、支援強化が緊急に求められています。

2024年の介護保険制度の改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会は介護事業者団体などから強い反対があった「要介護1・2の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行」「ケアプランの有料化」は、27年度からの第10期計画までに結論を出すの見送る一方で、23年夏までに「利用料2割負担の対象拡大」「一定所得を超える65歳以上の介護保険料引き上げ」について、23年度中に「老健施設などの多床室の有料化」についての結論を出すとしています。

65歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額2,911円が21年は6,000円超と倍以上に高騰（全国平均）しています。これ以上の利用者への負担増加は、介護保険の利用に新たな困難をもたらし、介護サービスの利用控えにつながる懸念があります。

また、高齢化に伴い介護需要が増加する一方で、職場の人手不足は深刻です。行き届いた介護を実現するために、介護報酬の引き上げなどで介護従事者の処遇を改善することが必要です。

よって、国においては、必要な介護を受けられないような事態が起きないように利用者負担の増加につながるような見直しはやめること、国の負担割合を引き上げて支援を強めること、介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月26日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

○議長（本田加津子君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第8号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号

○議長（本田加津子君） 日程第7 意見書案第9号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ー登壇ー

意見書案第9号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配布しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明につきましては、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める
意見書(案)

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月26日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

○議長（本田加津子君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（本田加津子君） 日程第8 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（本田加津子君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 1時58分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 松 井 敬 道

署名議員 下 山 則 義